

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

障害者権利条約の採択が確定的に 藤井克徳	1
松方理事長対談シリーズ(5) NPOの時代を迎えた助成財団	2
TOPICS 助成財団の広報	6
オーバーヘッドの取扱い; 全国の大学へ申入れ	9
助成財団ニュース	10
インフォメーション/編集後記	12

ニューヨーク時間の8月25日午後7時52分、国連本部の第3会議室は拍手の渦に沸き返った。鳴り止まない拍手の中に、歓喜の声や足踏み、そして口笛も混じった。事実上の「障害者権利条約」の誕生の瞬間であり、閉会と同時に傍聴席を含め会議場のそこそこで肩を抱き合う光景が繰り広げられた。

手続き的には国連総会での採択という大きなセレモニーが残っているが、特別委員会（今回の第8回特別委員会には115ヶ国が参加）の結論が揺らぐことはまず考えられない。今秋開催の第61回国連総会での採択に向けて、淡々と事務的な備えが重ねられていくことになる。正式採択は、会期末に近い12月中旬ごろと見込まれる。

それにしても、こんなにも早い誕生をだれが予想できただろう。2001年の国連総会でのメキシコ大統領の発議が端緒となり、その後4年間にわたって延べ8回の特別委員会が開催された。そして、今回の第8回目にして、特別委員会としての採択に漕ぎ着けたのである。人権条約のひとつである「子どもの権利条約」が発議から総会採択まで11年余を費やしたことを考えれば、かなりの早期採択になりそうだ。

確定的となった障害者権利条約であるが、改めてその意義を考えてみたい。さまざまな側面からとらえられるが、ここでは2つの視点で考えてみたい。1つは、障害分野に関する国際的な「ものさし」や共通言語がつけられたということである。障害関連の宣言や決議、

障害者権利条約の 採択が確定的に

日本障害フォーラム(JDF)幹事会議長

藤井克徳



規則があるが、条約ともなるとこれらとはまったく質を異にすることになる。今ひとつは、国内政策への影響である。わが国における国際条約の位置づけは、きわめて高い。批准した国際条約は、憲法と一般法の中間に位するとされ、一般法の拘束にもつながるのである。条約との間で乖離がある場合には一般法の見直しが求められ、少なくともNGOなどによる改善運動の有力な拠りどころとなる。

ここで、この障害者権利条約にわが国における助成財団が深く関わっていたことについて紹介させていただきたい。

日本障害フォーラム(JDF)を中心に、当初から国連での条約交渉に派遣団を送り続けてきたが、これを後方から支えてくれたのが、障害分野に関係の深い5つの助成財団であった(キリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、トヨタ財団、三菱財団、ヤマト福祉財団)。特に、傍聴に際しての情報保障(日英同時通訳、手話通訳、触手話通訳、要約筆記、現地事務局体制など)に大きく貢献するものであった。

さて、大きな目標としてきた条約採択も今となっては手段のひとつということになる。目的は、あくまで障害のある人びとの人権保障と差別解消を実質化していくことである。まずは国連総会での採択を待ち、そしてわが国の国内法の改正と合わせて国会での批准を急ぐことである。真の目的達成に向けて、JDFとして新たな力を発揮していきたい。

松方理事長対談シリーズ (5)

NPOの時代を迎えた助成財団

—民間活動に民間資金を提供する助成財団の役割を考える—

今回は、いち早く市民活動に注目しトヨタ財団で支援を開始、自ら日本NPOセンターを設立し、市民活動の推進を図る法政大学教授山岡義典氏と、NPO団体で結成したシーズ＝市民活動を支える制度をつくる会の事務局長で、NPO法推進のため、全国を行脚し、国会へのロビー活動を担う松原明氏をお招きし、NPO、制度改革、助成財団への期待などを語っていただいた。

松方：本日は「NPOの時代を迎えた助成財団」というタイトルで民間活動に民間資金を提供する助成財団の役割をどう考えたらよいかというところに焦点をあてたお話をしていただきたいと思います。

ご案内のとおり今般の制度改革で助成財団の活動が弾力化していくだろうと思いますが、それだけに助成財団は社会の変化を読み、将来あるべき社会の構築に向けた助成活動をこれまで以上に求められるのではないかと問題意識で、本日のテーマを設けることになりました。

今日おいでいただいたおふたかたとも、助成財団の活動に理解があり、NPOの推進で車の両輪の役割を果たしてこられたので、忌憚のないお話を承りたいと存じます。

実は私自身NPOに対して正確な理解を欠いているのではないかと危惧しており、またこの季刊誌をお読みの財団の方々の中にも、NPOを正しく理解していない方がいらっしゃるかもしれません。そういう意味で、本日の対談がNPOを正しく理解し、助成財団とどのような関わりをもつのか、分かりやすくお話をいただきますようよろしくお願い致します。

NPO(非営利団体)とは

松方：最初にNPOという言葉がいろいろなところで使われていますが、定義もいろいろで、広い定義、狭い定義とあるように思います。これからお話をうかがう際にNPOをどのように理解していけばいいのか、山岡さんに解説していただきたいと思います。

山岡：広い意味でいうと助成財団も含め、民法に基づいて設立された公益法人の多くもNPOです。一番狭い意味でいうと特定非営利活動法人、通称NPO法人のことになります。「来年NPOになるのです」、また「この春NPOになったのです」などというのは、NPO法人になる、あるいはなったということです。

その両者の中間的な意味で、法人格の有無、種別を問わず、公益法人でも市民的な活動を行っている団体のようなものを含め、NPO法人に限らずNPOという場合があります。今日はこの市民活動団体ということで話を進めればと思います。

松方：中間的な定義ということですね。

山岡：ええ、NPO法人格をもっているかどうかではなくて、市民を中心にした活動に助成財団がどのような関わりをもつか、ということを考えることにしたらよいのではないのでしょうか。

松方：よろしいですか、松原さん。

松原：定義は山岡さんがおっしゃったとおりだと思います。

関連して、今日のテーマは「NPOの時代を迎えた助成財団」ということですが、このテーマに対して2つの意味からとらえていく必要があると思います。

1つは1998年にNPO法が誕生し市民活動が活発化してくる。これに対して助成財団がどのように取り組むかということが挙げられます。同時に公益法人の制度改革で、助成財団自体がもっと柔軟に民間のニーズに合わせて助成活動を展開していかなければならない。

もともと定義の広狭を問わず、NPOというのは、公益を自分自身で作りに上げていく、民間で公益という実績を作っていく



特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事
やまおかよしのり
山岡義典氏



シーズ事務局長
まつばら あきら
松原 明氏

という役割があります。助成財団も今後政府が決めた公益というだけではなく、地域のニーズ、社会のニーズをしっかりとらえて、公益を開発していくことを考える必要があります。それがNPOの時代のもう1つの意味です。

NPOの流れを振り返る

松方：1970年ごろから国民の価値観の多様化という中で、行政でカバーできない分野でボランティア活動などの芽が出てきたとうかがっていますが、おふたりがこれまで果たしてこれらしたことを振り返ってお話したいしたいと思います。

山岡：60年代、70年代はある意味で高度成長期のいろいろなひずみが生じ、それが生活をかなり破壊していった面があります。社会に対する問題提起がなされたのがこの時代です。その中から自分たちが自ら問題解決のために動き始めたのが80年代です。しかしそれらの活動はなかなか社会から認めてもらえなかった。多くの助成財団も、ほとんど見向きもしませんでした。

80年代の半ばごろ、この問題にきちんと対応しないと日本に本格的な市民社会はできないという考え方から、当時私が在籍していたトヨタ財団で、市民活動に対する助成を始めました。

社会の中で企業や行政と対等の関係になるには、主務官庁の枠にとらわれない法人格が必要です。90年代になってからは、法人化問題に本格的に取り組んできました。

松方：松原さんはどういうお考えでしたか。

松原：私は山岡さんよりも10数年遅れるのですが、80年代後半から90年代にかけて人権や国際協力活動などのNPOにボランティアで参加していました。

企業や政府がやらない分野でしかも政府と違ったやり方でとらえていく。いろんな分野で花が開いていくわけですが、80年代後半から活動に継続性と成果が求められるようになります。団体自体が目的を常に達成し続けながら社会変動を起こしていく。それが90年代の市民活動の大きな課題だと思います。

そのような状況のもとで、1994年に、同じ問題意識をもっているNPOのメンバーに呼びかけて、NPO法をつくっていきこうということで、シーズを立ち上げたわけです。

公益法人制度改革への対応

松方：公益法人制度の改正と特定非営利活動促進法（NPO法）との関係について、お聞かせください。これしか選択肢はなかったのでしょうか。

山岡：もっといろいろな選択肢があったと思いますが、市民的議論を重ねて結論に至ったのが今のNPO法人制度です。公益法人改革の場合は行革の中での1つの回答だろうと思います。主務官庁の縦割りの制度を廃止したということは大きく、助成財団とNPOのつきあいはこれから随分と楽になるのではないのでしょうか。

そのためには、助成財団はこれからの制度改革の下で自己変革しなければいけません。

今後助成財団が主務官庁の桎梏から離れることにはありますが、自己変革の中でNPOを無視して助成財団が活動することはあり得ない、当然NPOに対する助成が増加するであろうことを期待したいと思います。

松方：この点について松原さんのお考えは。

松原：1998年のNPO法改正でも民法34条の壁があり、NPOにとっても民法（公益法人制度）の改正が望まれていました。今回の公益法人制度改革で、NPO法人改革は途中で切り離しを要望しましたが、これは当時の議論があまりにも政府主導であったため、異論を出し議論をストップさせる、戦術的な方法でした。NPO法人が抜けたら全体の枠組みが崩れ、議論が元に戻ればよかったからです。

公益の創造

松原：議論の中で一番焦点になったのは、公益性の問題です。

松方理事長対談シリーズ (5)

NPOの時代を迎えた助成財団



公益性をだれがどう判断するのか、その規準はなにか。今は公益性も変化する時代です。1970年代に京都でリサイクル活動を行っていた団体があります。当時は大量生産、大量消費の時代ですから、リサイクルというと経済社会に反対する、オーバーに言えば非国民的な見方をされていました。

ところが今は、その団体が企業と手を組んで環境活動を行っています。国や自治体などもリサイクル推進に熱心になっています。70年代の時点では予測できなかったことです。われわれは地域のニーズ、社会のニーズのこのような変化に柔軟に対応できる市民活動を促進していきたい。そうすると新しい公益法人制度は、かなり変わってきているもののまだ実際は縛りがきつい。もう少し民間の自主性を重んじ、なおかつ地域での防犯活動や花を植える活動などの小さな活動も大切にしたい。

こういうところがさらに公益法人制度に取り入れられていくと、いずれはNPO法人も統一できるだろうと思うのですが、今の段階ではなかなか統一できない。

松方：今のNPO法人制度は点数をつけると何点ぐらいだと思いますか。

山岡：65点か、私はちょっと甘いので70点ぐらいではないでしょうか。法律というものは妥協の産物ですから、みんながよいというものはありません。私はNPOの法律をつくったのはよかったと思っていますし、現在の公益法人制度に軽々に合流しなかったのも非常によかったと思っています。

新しい公益法人制度の中で、助成財団について問題だと思っているのは、公益認定の対象となる23の公益目的事業に助成財団センターのような公益活動を中間的にサポートする事業が含まれていないことです。そういう中間組織があると民間団体は育つものです。今後、政令で増やすことにはなっていますが。

公益法人制度の予算主義

山岡：もう1つは予算主義を踏襲していることです。松原さん

などの努力が大きかったのですが、NPO法人では設立のときに予算書をつくりますが、その後は所轄庁に提出しなくてもよい、情報公開しなくてもよいことになっています。さらにNPO法改正のときに、NPO法人は予算を重視しなければいけないという項目を削除させた。これは非常に大きなメッセージをもっています。われわれは予算というものにとらわれない。時代時代に対応してなにをしたかをきちんと公開すればよい。

公益法人改革では予算主義をとっている。予算どおりに行っているかどうかということだけで物事を行うとシュリンクして勢いがなくなる。主務官庁制の廃止で今よりかなりよくなるとは思うのですが、あの予算主義の呪縛を解かないといけません。

松方：そこが助成財団からみた場合のポイントですね。松原さんは予算主義廃止でご苦労されたということですが。

松原：大事なことは、公益法人、社会福祉法人、学校法人などの世界では、今までの護送船団方式が崩れて競争と淘汰の時代に入っていくということです。公益法人も政府などから評価されていたが、活動内容で市民から評価されるようになる。

今必要なことはいかに社会のニーズをとらえるか、助成財団が社会の中でしっかり貢献できるマネジメントができているかどうか、だと思います。

それを考えると今回の制度は非常に中途半端で、やりにくい仕組みになっています。そこを変えていくことが大事ではないでしょうか。

諸外国の現状

松方：視点を変えて諸外国のNPOの現状と、日本のNPOの現状とでは違いがあるのですか。

山岡：諸外国といってもいろいろあるのですが、僕は市民活動というベースで考えれば、アメリカも日本もそれほど変わらないと思います。市民活動団体に関していうと草の根というかソーシャルアクション的なレベルを比較すれば、日本は5年、

(財)助成財団センター理事長

まつかた こう
松方 康

10年ぐらいでは追いつきそうです。

松方：中間的なNPOの資金源のようなものの構成は、日本とは違うのでしょうか。

山岡：外国ではNPO全部を包含した統計しかないの、日本のNPOにあたるようなものだけを取り出した資金源がどのようになっているかは分かりません。

しかしやっぱりアメリカでは財団ですよ。新しい活動は財団が切り開いている。そういう意味ではアメリカの助成財団、コミュニティ財団を含め、NPOの活動の実験的な部分に投資している。それが日本では決定的にできていない。これは80年代からアメリカに行き来して一番感じたことです。

松方：財団の活動になにを期待するのかという視点で見ると、日米の違いはどういうことになるのでしょうか。

助成財団の社会的役割

山岡：アメリカの財団の『グラント』と日本の財団の『助成』というのは違う、ということです。アメリカの大型財団のグラントは委託費に近く1つのプロジェクトの件費、運営費も含むトータルの費用を助成します。日本は長年、学術研究助成が中心だったために、原則として件費を助成しない。その部分がアメリカと大きく異なります。

またNPOは時代を先駆けるから意味があるので、その時代には理解されにくい。フリースクールなどは最初から文部省にたたかれていた。いまやみんながフリースクールをもてはやしています。周りから何といわれようと、これは重要だから助成するという勇気があるかどうか。

松方：主務官庁の制度が変わればね。

松原：戦後の社会政策を国が中心になって行っているという時代から、今は国と民間非営利組織が役割を分担するシステムに切り替わりつつあります。助成財団は、社会の変化の中で新しいことを見つけていかなければなりません。これはNPOも

同じです。このような時代の変化に対して、助成財団がどのようなビジョン、ミッションをもっているかが問われています。財団自体がもう一度、ビジョン、ミッションを見直す必要があります。自分たちだけでなく、地域住民、行政やNPOなどと一緒に考えていくことが求められます。

松方：これからの時代、助成財団についてコメントをいただきたいのですが。

山岡：いまは低金利時代なので企業は財団設立が難しく、むしろ寄附活動が柔軟に行われています。しかし、寄附活動には継続性がありません。今後金利が回復していく過程でNPOに理解がある財団が多くなり、財団をつくろうという機運がもう一度くるのではないのでしょうか。時代を見つめながら前向きに社会に投資をしていく継続性と専門性をもった財団が増えることを期待しています。

松原：広い意味のNPOを考えていくと、変化とはなにかを一緒に考える必要があるのではないのでしょうか。助成財団の助成金の出し方を見ていくと、選考された団体の重要性は分かるのですが、長期的に見てその1つひとつの助成がなにを目指しているのかがよく分かりません。また、それで長期的になにが実現できたのかも説明不十分です。

今から大事なことは、個々の助成財団が、自身の長期的な存在意義をどう社会に向かって示していけるかだと思います。どのようなよい変化を社会に実現しようとしているのか、です。またお金だけでなく、NPOなど各方面とのパートナーシップを図り、その中で一緒に考えていく機会をもつことも重要ではないのでしょうか。

松方：長時間にわたり、たいへん貴重なお話をありがとうございました。

(文責：堀内生太郎)

助成財団の広報



共同通信社ニュースセンター整理部 松本 正

はじめに

私は社団法人共同通信社のニュースセンター整理部に勤務しています。3交代で、次々と流れてくる膨大な記事をチェックするのが仕事です。その前は主に文化部で、学芸や読書欄などを担当しました。2年前から、ある財団の地域社会プログラムの選考委員を務めており、助成財団の有志が個人の資格で参加しているNPO支援財団研究会にも参加しています。いろいろな形で助成財団に関わっておりますので、本日はマスコミからみた助成財団の広報について、お話いたします。

助成財団活動の広報の必要性

7月8日の朝日新聞夕刊の1面トップに「遊牧民守る置き薬」という記事が掲載されました。モンゴルの遊牧民の健康を守るために「富山の置き薬」という日本の知恵が役立っているというのです。モンゴル政府が2001年、日本財団に遊牧民の健康支援を要請したのがきっかけであったと書いてあります。現地NGOの努力で薬箱の配布が5県15郡、約1万世帯に広がり、成功したことが紹介されています。これはおそらく日本財団から新聞社もしくは記者に情報提供がされ、現地取材をして大きな記事になったのだと思います。

助成財団の地道な活動が、ニュースとしてマスコミに取り上げられることは、大事なことでないでしょうか。ここに助成

財団の広報のひとつの形があります。助成財団の仕事はなにかと考えたとき、研究助成などの重要性は変わりません。しかし、いま、地域社会の力がどんどん弱まっているのを感じます。地域社会を維持するために、行政が法律などに基づいてしなければいけない仕事と、個人や企業が自分の責任でやるべきことの中間の領域に、多くの人々が協力して行ったほうがいい分野が広がっている。このさまざまな課題解決のために数多くのNPOができている。地域で暮らす人々のニーズをきちんと受け止め、この分野の活動に支援をすることが助成財団の大きな仕事だろうと思います。

広報とはニュースである

例えば地域では過疎化、高齢化、少子化が進み、深刻化しているのが地域医療です。都市部にお医者さんが集まってしまい、地域にお医者さんがいない。特に産婦人科や小児科の先生が足りない。公立病院でもこれらの診療科目を休止するところがある。お医者さんに診てもらうために遠くまで通わなくてはなりません。離島だとさらに大変です。行政も地域医療の改善に向けてようやく動き出しましたが、十分ではありません。

一方、奨学金を支給する財団は昔からあります。数も多いようです。今、成績が優秀で経済的に困っている学生さんに奨学金を出します、ということだけではニュースにはなりません。一般的な奨学金ももちろん大切ですが、医師や看護師、助産師になって一生を地域医療に尽くしたいという学生さんに対する奨学金を増やしていくというわけにはいかないのでしょうか。



時代の変化や地域のニーズに合わせて、例えば奨学金制度の内容を新しくしていく。地域医療の担い手を育てるために、地元の大学医学部の学費や生活費などを支援する。そのように奨学金制度を充実させるといった内容であれば、それぞれの地域ではニュースになります。

助成財団はそれぞれ独自の目的を持っています。それぞれの財団が、時代の変化や地域のニーズをいち早くキャッチして、自分たちの助成プログラムを新しくしていく。仕事の領域を拡大していく。そして「今世の中はこういう方向に動いているのですよ」「今度助成したグループはとても大事なおもしろいことをしていますよ」などと、新聞社や通信社、テレビの記者にささやくと、記者はおそらく飛びつきます。

私たち記者はニュースを追いかけています。ですから「助成財団の広報とは何か」という問題は、メディアにニュースの素材を提供していただくというのがひとつの方法だといえます。そのためには、まず財団の仕事の中に社会のニーズを先取りした仕事を作り出されていなくてはなりません。現在ではインターネットなどさまざまな情報発信の手段がありますが、全国津々浦々まで新聞を配達することで成り立っている古くからのメディアも、情報の伝達という点ではまだ有効だろうと思います。

マスコミを知る

助成財団の広報ということでは、助成プログラムの募集案内や、助成を受けた団体などの活動を広く社会に知ってもらいたいということがあると思います。財団から募集要項などの書類を新聞社に送っても、あまり反応がない。記事として紙面に載らない。どうしたらよいだろうか、ということをよく聞かれます。

私は共同通信社という通信社に所属していますが、通信社はニュースの卸問屋といわれています。自らは新聞を発行したり、放送をしたりしていません。国内外の政治経済、社会、文化、スポーツなどのあらゆるニュースやフィーチャーを、NHKや全国の地方紙、民放などのマスメディアのほか、政府機関、企業などに配信しています。インターネットのニュースサイトなどにも配信しています。

全国で新聞は約5,300万部が発行されています。2005年上期のデータですが、このうち全国紙5紙の朝刊販売部数は約2,745万部です。2,000万部以上が地方紙です。全国には個性的な地

方紙があり、がんばっています。東京にいと、新聞といえは朝日、毎日、読売、日経、産経の全国紙を思い浮かべがちですが、東京でも東京新聞ががんばっています。一般的に東京から離れれば離れるほど地方紙のシェアが大きくなっています。

地域での地方紙の役割は大きく、読んでない人はいないといってもけっして過言ではありません。それぞれの地域のニュースや情報が充実していることが特色です。東京では、地域面は都内版とか多摩版とか2〜3面くらいですが、地方紙では6〜8面もあります。地域のスポーツ大会の結果や資格などの合格者名簿、表彰、計報といった情報が満載です。この地域面に助成財団からのお知らせや助成を受けた方たちの活動紹介などをニュースの素材として提供できないでしょうか。

広報活動のいろは

広告はお金、広報は熱意といわれます。一般的に広告はお金をかければかけるほど立派なものができます。これに対して広報は情報の中身と関係者の熱意によるところが大きいといえます。助成財団でもお金を使えば、新聞雑誌、テレビなどで広報活動を行うことができ、現実にはそのような広告を見聞きすることもあります。ほとんどの助成財団は広告費をもっていません。助成財団の人々の努力と熱意で、有益な活動をニュースとしてマスコミに取り上げてもらう必要があります。マスコミにニュースとして取り上げてもらうためには、まず記者とはどのような考え方を持っているかを知る必要があります。

記者とのつきあい方

記者は世の中のことを何でも知っているような顔をしていますが、実は知りません。多くの人々から情報提供を受けて勉強して記事にし、読者の役に立とうとしています。私たちは先輩から、ニュースソースとのつきあいはgive and takeが原則だと教わりました。ですから財団の側からみても、記者とのつきあいはgive and takeが原則です。記者とコミュニケーションをとり、適切な情報を提供しておけば、なにかの機会にその情報が役に立つことになります。

記者と知り合いになるにはどうしたらいいのでしょうか。難

しいことはありません。文化部や社会部に電話して、会社に訊ねていけばいいのです。夕刊の締め切りの後、午後1時半すぎが狙い目です。だれかがお相手をします。記者はいつでもおもしろい話を探していますから、彼らに興味をもたせられるかがポイントです。シンポジウムや懇談会に出席依頼するといった手もあります。できれば各社に最低ひとりの窓口、相談相手をつくっておき、そのルートを引き継いでおくことをお勧めします。社会部などは忙しいので、財団の場合は文化部記者や編集委員などがいいいかもしれません。

■ ニュースの提供先を絞り込む

助成財団にはさまざまなニュース、情報があります。時代に即した新しい助成プログラムの開発は重要だということをお話しました。これらは全国紙や通信社、テレビのキー局が情報の提供先です。このほか助成応募者の募集、助成先や表彰者の決定などの情報はどうしたらいいのでしょうか。これらの情報をマスコミの本社や編集局、あるいは記者クラブなど漠然とした相手に送っても、埋もれてしまうのが実情です。記者との個人的なルートを利用する方法もありますが、目的に合わせて送付先を絞り込むことが重要です。社会面か文化生活面か、それとも地域面か情報面か、ねらいをつけます。募集でしたら文化生活面か情報面、個々の助成先や表彰者でしたら地域面でしょう。情報提供先の記事の書き手はひとりです。目標を絞り、繰り返しアタックすることが必要です。

■ 地域版と支局の重要性

新聞社には本社のほか、支社や支局、通信部があり、多くの地域面を持っています。支局などの記者は自分の担当地域に関する情報に敏感です。地域の人々の動向に関心があります。地域に住む個人や団体がどこかの財団から助成金をもらった、あるいは地域出身の研究者が受賞した、というようなことは地域のニュースになりやすいのです。

例えば、助成決定という情報を漠然と新聞社の本社に送るより、助成対象者が住む地域の支局などにピンポイントで提供したほうが効果的です。さらに写真が添付されれば、記事になっ

たときにスペースが大きくなります。地方紙にとって東京発の情報はありがたいのです。インタビューでもしてみようか、などということになれば、記事は大きくなります。共同通信のホームページから全国の新聞社のホームページにリンクが張られています。これをたどっていくと、全国のどこの新聞の支局にでも個別の情報提供が可能です。写真もメールで送れます。便利な時代です。

■ ニュースリリースの書き方

ニュースリリースとはマスコミに提供する情報のことです。通常A4判縦の用紙に横書きの様式で、要旨を1枚に記載し、必要に応じて資料を添付します。

5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、どのようにして、なぜ）の要素を分かりやすく、個人名などは住所、電話、出身地などのほか、写真の有無も分かれば記者にとってはありがたい。新聞社は記事にする場合、事実関係について必ず情報提供者に確認をします。したがって、ニュースリリースには問合せ先と担当者の記載が必要になってくるのです。

地域社会に暮らす人々にとって、財団から発信される助成の募集情報などはますます重要になると思います。マスメディアの側にもきちんと受け皿をつくらないといけないと考えています。

注：本文は去る7月18日に開催された研修懇談会での講演を、講演者松本正氏が加筆修正したものである。

当センターでは試行的に、広くNPOや一般市民が応募できる助成金の募集情報を、ニュースとして共同通信社に提供しています。

このニュースが掲載されるかどうかは各新聞社の判断になりますが、定期的な情報提供が助成財団の活動の広報に役に立つことを期待しています。

オーバーヘッドの取扱い

—全国の大学へ申入れ—

大学や研究機関では、助成財団の研究助成金に対し、助成金と別枠で、あるいは助成金の使途を変更して「オーバーヘッド」と称する管理経費の徴収を求める動きが強まっています。これについて、助成財団センターでは会員65財団の賛同を得て9月以降、申入れ団体代表として全国の国立大学、公立大学、一部の私立大学に、下記の文書を発送しました。

センターでは今後継続してこの問題の解決に努め、助成財団と大学、研究機関とのルールづくりを進めたいと考えています。

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日ごろ、助成財団の業務につきましては、格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さてわが国の多くの助成財団では、研究者あるいは研究グループに対する学術研究助成を行っております。最近ではこの助成金を奨学寄付金として大学、研究機関に寄附する手続きを求められるようになって参りましたが、助成財団といたしましては研究者の便を図るために、このような委任経理の手続きの依頼に応じた処理を行っているところが多いかと存じます。

しかしながら最近、このような委任経理の際に、大学、研究機関から助成金の中よりいわゆるオーバーヘッドを支払うよう求められることが多くなって参りました。

ご高承の通り助成財団の研究助成金

は、研究者や研究グループの研究活動の一助とすべく助成するもので、企業等が委託研究する場合のような見返りを一切求めない、純粋なものであります。このような助成金に対して、研究者の所属する大学、研究機関からオーバーヘッドの支払いを強く求められることにつきましては、いかがなものかと考える次第であります。

助成財団の助成金は、通常使途を当該研究のために必要な費用に限定しておりまして、大学や研究機関宛のオーバーヘッドの支払いはまったく想定しておりません。オーバーヘッドとして徴収された金額はその分研究者の研究資金を減らすことになります。

厳しい選考競争と金額査定を経て決定された研究助成金の一部が、研究者の研究費ではなく、研究者が所属する大学や研究機関の資金として転用されることは、助成財団として到底納得で

きるものではありません。

国立大学の法人化に伴い、各大学研究機関とも競争的資金の導入に熱心に活動されていること、そして、科研費等財政で負担する競争的研究資金が年々増加し、これらに大学経営のためのいわゆるオーバーヘッドを上乗せする制度を採用していることは承知いたしております。しかし、民間助成財団の助成金は公的な競争的研究資金とは似て非なるものであります。

その主な資金源である基本財産の運用が長引く低金利下にあつて厳しい中で、わが国の学術研究の発展のために助成金を確保し、小額ではありますが、より効果的な助成を試みているという現状をご理解いただき、今後助成財団の助成金につきましては、是非とも適切な取扱いをしていただきますようお願い申し上げます。

申入れ団体名(順不同)

秋山記念生命科学振興財団、旭硝子財団、渥美国際交流奨学財団、天田金属加工機械技術振興財団、伊藤医薬学術交流財団、医薬資源研究振興会、岩谷直治記念財団、上原記念生命科学財団、住友財団、浦上食品・食文化振興財団、偕成会、カシオ科学振興財団、セゾン文化財団、河川環境管理財団、先進医薬研究振興財団、かなえ医薬振興財団、神澤医学研究振興財団、軽金属奨学会、興和生命科学振興財団、大和日英基金東京事務局、サッポロ生物科学振興財団、実吉奨学会、三共生命科学研究振興財団、東京海上各務記念財団、東京生化学研究会、トヨタ財団、内視鏡医学研究振興財団、長瀬科学技術振興財団、日商岩井国際交流財団、日本応用酵素協会、日本科学協会、日本証券奨学財団、野田産業科学研究所、ノバルティス科学振興財団、博報児童教育振興会、万有生命科学振興国際交流財団、松下教育研究財団、サントリー生物有機科学研究所、自然保護助成基金、社会安全研究財団、住宅総合研究財団、新世代研究所、新技術開発財団、スズキ財団、清明会、セコム科学技術振興財団、総合健康推進財団、ソルト・サイエンス研究財団、第一住宅建設協会、太陽生命ひまわり厚生財団、材料科学技術振興財団、高松宮妃癌研究基金、電子回路基板技術振興財団、マツダ財団、三島海雲記念財団、みずほ教育福祉財団、三井住友海上福祉財団、三越厚生事業団、三菱財団、三菱信託山室記念奨学財団、明治安田こころの健康財団、山田科学振興財団、ユニオン造形文化財団、吉田科学技術財団、臨床研究奨励基金(合計65団体)

助成財団 News

2006年度「会員の集い」： 公益法人制度改革に備える

本年度の当センターの「会員の集い」は、次の要領で開催されます。

日 時：2006年11月28日(火)

13:30～17:00

場 所：学生会館210号

テーマ：新しい公益法人への円滑な移行を目指す

基調講演：「公益法人制度改革の目指すもの」

中藤 泉氏

(行政改革推進本部事務局次長)

主題講演：「新制度への移行手続きについて」

梅澤 敦氏

(行政改革推進本部事務局企画官)

質疑回答者：梅澤 敦氏

基調講演をお願いする中藤泉氏は、新制度の企画立案と立法化を担当した事務局の責任者で、JFC Views No.54の巻頭言でご存知の方も多と思います。

新制度の関連3法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）は複雑で、なかなかすっきりと理解することが困難です。

この時点で新制度に関連する政省令は決まっておりますが、講師の梅澤敦氏は新制度への移行手続きに関する立法作業を担当しており、行政改革推進本部事務局で作成の資料に基づく移

行手続きの説明で、出席者は現時点での移行手続きに関して完全に理解することができでしょう。

終了後は同所での懇親会も予定しておりますので、新制度のもとでそれぞれの財団が評議員や理事の選任をどのように考えているかなど、出席された方々の活発な情報交換の場となることが期待されます。

センターでは、制度改革についての最新情報をホームページに掲載しています。内容は逐次追加修正されていますので、常時目を通していただくことをお勧めします。

新しい助成財団の資産ランキング： 資産を時価評価すると

2006年度から導入される新公益法人会計基準では、資産の時価額評価が採用されることになりました。センターではアンケートに基づき、毎年助成財団の資産ランキングを発表しており、2004年度のランキングベスト100財団は、JFC Views No.55(2006年4月発行)に掲載しています。

ここに掲載された資産を時価額で評価すると、順位は大きく変わります。主要な助成財団について、日経会社情報の2006Ⅱ春号で大株主を調べ、9月5日の株価（終値）で時価額を算定した株式評価額だけの助成財団ランキングは、次のようになります。

1. 石橋財団（ブリヂストン株）
7,669万株×2,495円＝1,913億円
2. 武田科学振興財団（武田薬品株）
1,791万株×7,670円＝1,374億円
3. ロームミュージックファンデーション(ローム株)
800万株×11,160円＝893億円
4. 上原記念生命科学財団（大正製薬株）
3,400万株×2,255円＝766億円
5. 岡田文化財団（イオン株）
2,008万株×3,040円＝610億円
6. イオン環境財団（イオン株）
1,962万株×3,040円＝596億円
7. 博報児童教育振興会（博報堂DYH株）
706万株×8,110円＝573億円

8. 新技術開発財団

(リコー株、コカコーラウエスト株、三菱石油株)
1,584万株×2,380円＝377億円、529万株×2,255円＝119億円、828万株×491円＝41億円、合計537億円

9. 稲盛財団（京セラ株）

468万株×10,200円＝477億円

10. ヒロセ国際奨学財団（ヒロセ電機株）

286万株×15,580＝446億円

注：現行基準では笹川平和財団が810億円でトップ（JFC Views No.55参照）。実際の評価額は、株式の時価額にその他の有価証券、現預金が加算されるので、この数字よりも大きくなる。

4兆円を超える1個人の寄付： アメリカのフィランソロピスト

世界一の富豪でマイクロソフトの経営者ビル・ゲイツ夫妻の運営する財団が、シアトルにあります。Bill & Melinda Gates Foundationというこの財団は、2005年度の資産総額が292億ドル、助成金額が15億6,000万ドル、約1,800億円を越える規模で、助成金ベースで全米2位のフォード財団の3倍以上となっています。

この財団の活動は世界的で、マラリヤやエイズの撲滅活動など国際的な健康問題への助成が全体の6割を超え、2割がアメリカ国内の図書館や高校への助成となっています。

今年、この財団に関して2つの世界的なニュースが流れました。

1つは1955年生まれで50歳を超えたばかりのビル・ゲイツ氏が、自分が創立したマイクロソフト社経営の第一線から手を引き、この財団の運営に専念するというものです。そして世界中を驚かせたもう1つの話題が、この財団に対する超大口の寄付金でした。

ゲイツ夫妻と15年来の親しい友人である全米第二の富豪、ウォーレン・バフェット氏が申し出た寄付は総額300億ドル。邦貨に換算して3兆円以上を今年から毎年、自分の会社の株と個人資産を

処分して寄付するというものです。

このニュースはわが国でも4兆円の寄付として新聞に大きく報道されましたが、寄付先は同財団のほか、パフエット氏の子どもが関係している財団が含まれています。

寄付大国アメリカでも、さすがにこのような巨額の寄付は例外ですが、それでも毎年1億ドル、邦貨換算で100億円単位の寄付が行われています。

The Chronicle of Philanthropy (2006年2月23日)が報じる高額寄付者ベスト10には、ゲイツ夫妻のほか、投資や株の買占めなどでわが国でも有名な人の名前が並んでいます。

アメリカではファンドレイジング(寄付金募集)の講座を持つインディアナ大学が、日本進出に関心を持っているようで、実験的にわが国でファンドレイジングのセミナーを行っているようです。また100年以上前からファンドレイジングのコンサルティングを専門とする会社があり、センターも先日、ある会社の調査員のインタビューを受けています。

2005年全米寄付者ランキング

	名 前	金 額
1.	Cordelia Scaife May (Family wealth)	404
2.	Bill and Melinda F. Gates (Technology)	320
3.	Eli and Edythe I. Broad (Finance, real-estate)	300
4.	George Soros (Finance)	240.1
5.	Boone Pikens (Oil, investments)	229.2
6.	David Rockefeller (Family wealth)	225
7.	Michael Bloomberg (Media and entertainment)	144
8.	Pierre and Pam Omidyar (Technology)	133.7
9.	Ira A. and Mary Lou Fulton (Real estate)	115
10.	Laurence J. Ellison (Technology)	109

(注)単位:百万ドル、カッコ内は資金源

JDF共同助成の成果: 国際人権条約の締結に一役

2002年の初め、アジア太平洋障害者の十年最終年記念フォーラムの企画委員会で、本誌巻頭言執筆者の藤井克徳氏から、「メキシコ政府の提案で、国連の特別委員会で障害者の権利条約の検討の可否が討議されることになった。日本からも障害者団体が傍聴団を派遣して検討の促進を図るべきではないか」との提案が出されました。

それから4年、障害者団体が構成する傍聴団は「日本障害フォーラム」(JDF)となり、国連の公認NGOとして討議にも参加できる国際的な組織に成長しました。障害者の権利条約の検討は、その後特別委員会で正式に取り上げられることになり、2006年8月に開催した第8回特別委員会で条約案が可決され、総会に提案されることが決まりました。

わが国の障害者団体は、政治の世界における自社55年体制そのままに活動を展開してきました。また官庁特有の縦割り組織の影響もあって、障害種別、本人、父兄、関係者などさまざまな利害関係を反映したグループが個別に団体活動をしているのが現状です。

JDFの障害者の権利条約締結に向けての取り組みは、障害者団体の大同団結への大きな第一歩となっています。これから国連総会での採決と各国の批

准という関門はありますが、この条約の成立とわが国の障害者団体の大同団結への大きな流れを変えることはできないでしょう。

キリン福祉財団、損保ジャパン記念財団、トヨタ財団、三菱財団、ヤマト福祉財団の共同助成額は、3年間で1,800万円。全額が国連における障害者の情報保障費用にあてられました。日英の通訳はもちろんですが、視覚障害者には点字、聴覚障害者には手話による情報伝達がなければ、各種障害者が団結して国連での会議を傍聴し、発言することは不可能でした。そしてこのような情報保障(通訳者の派遣費用)により、各種障害者が等しく障害者の権利条約案に意見を述べ、議論することができたのです。

助成財団の共同助成は、簡単にできるものではありません。今回このような大きな成果が得られたことは、各財団の事務局が障害者問題に精通しており、本件の重要性を正しく認識し、選考委員の理解を得ることができたからにほかなりません。

これを機会に今後さまざまなケースで共同助成が実現し、助成を通じて社会に大きく貢献することが期待されます。

(文責:堀内生太郎)



障害者の権利条約を討議する国連特別委員会会場



助成財団の設立相談窓口の新設

助成財団センターでは、助成財団の運営に関する各種相談を受けておりますが、最近では景気回復の影響もあってか、助成財団の設立に関する相談を受ける機会が多くなってきました。そこで新たに助成財団設立について専門の相談窓口を設け、希望者からの相談を受けつけることにいたしました。詳細は、次のとおりです。

なお、センターのホームページにも、簡単な助成財団設立の手引きを掲載いたしましたので、ご覧ください。

相談日： 日 時 原則として毎週木曜日午後1～5時

相談員 山崎幸信（センター参与、前スズキ財団専務理事）

予約制 事前にセンターに電話の上、相談時間をご予約ください。

申込方法： 次の事項について明記の上、メールまたはファックスでご連絡願います（(5)～(8)については、まだ具体化していない場合は記載しなくても可）。

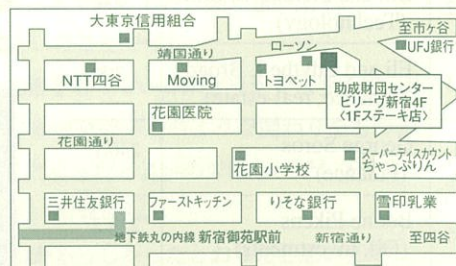
- (1) 相談者のお名前住所
- (2) 相談者の住所（勤務先名）
- (3) 電話（ファックス番号）、メールアドレス等
- (4) 助成財団設立の理由
- (5) 設立希望の助成活動の分野、内容
- (6) 設立希望時
- (7) 予定資金
- (8) その他

編集後記

◆今回の理事長対談は、日本NPOセンターの山岡義典さん、シーズの松原明さんというNPO界の重鎮のおふたりにご登場いただきました。2年後からの新制度スタートとともに私たち既存の財団は、まず新制度による新しい財団へ移行する必要があり、そのための準備も今から考えていかなくてはならないへんです（11月の会員のつどいのテーマはズバリ「移行」です。是非ご参加ください）。しかし本当に大事なのは、その後の社会の動きに対応した助成財団の自己変革なのだと、おふたかたのお話を聞いて感じました。

◆今号発行のころは、夏にご協力いただきました助成団体データベース調査の校正をお送りする準備をしているところです。私ども助成財団センターでは、助成決定課題や助成成果概要のデータベースも構築しており、逐次データの提供を受けつけております。詳細はお尋ねください。

（湯瀬 秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑駅前の四谷寄り出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。）

JFC Views No.57 Oct. 2006

編集・発行 財団法人 助成財団センター
発行日 2006年10月20日
編集・発行人 堀内生太郎

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp